平成２９年（フ）第５１７号
広島県廿日市市阿品台東３番８－401号
債務者　藤本　圭祐
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　倫嘉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１６７号
高知市大谷公園町17番25―10号
債務者　藤岡　龍士
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高林　藍子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２５４号
愛知県西尾市下町宮東18番地　雇用促進住宅西尾宿舎５棟402号室
債務者　新美　理沙（旧姓半渡）
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２９年（フ）第７７号
山口県宇部市大字西岐波4405番地　レオパレスストロベリーパティオ101号
債務者　広川　大輔
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２９年（フ）第５９号
山形県米沢市大字李山3230番地の１
債務者　平　　力
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
山形地方裁判所米沢支部
平成２９年（フ）第６０号
山形県米沢市大字李山3230番地の１
債務者　平　　進
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
山形地方裁判所米沢支部
平成２９年（フ）第１４５号
埼玉県本庄市小島４丁目４番40号　諏訪ハイツ304
債務者　小島　靖洋（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２９年（フ）第２０３号
埼玉県熊谷市楊井2010番地
債務者　矢島　裕子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２９年（フ）第６２５号
千葉市中央区宮崎町729番地２　エスペランサ伍番館103号
債務者　伏見　　剛
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第６４１号
千葉市若葉区更科町2593番地２　更科ホーム
債務者　石橋　治夫
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第７１０号
千葉市若葉区貝塚２丁目７番27号　レインボーハウスＮ＆Ｋ202号
債務者　古賀百合子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第７３２号
千葉市稲毛区宮野木町1730番地57　コスモハイツ不二美101号
債務者　薄　　清治
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第７５５号
千葉県船橋市行田町357番地１　コーポラス山口105号
債務者　田中　　聡
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第７５７号
千葉県船橋市行田町357番地１　コーポラス山口105号
債務者　田中　　忍
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第７７９号
千葉市中央区仁戸名町539番地７
債務者　小澤しげ子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第１７７号
千葉県八街市文違301番地1159
債務者　石塚　光一
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部
平成２９年（フ）第１７８号
千葉県八街市文違301番地1159
債務者　石塚　恭子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部
平成２９年（フ）第１８６号
千葉県印西市原山３丁目８番地13棟302号
債務者　飯田朱佐子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部